E　meet the qualification requirements which The Obligating Officer may specify in accordance with Article 6 of the Regulation,

F　not be currently under a suspension of business order as instructed by The Obligating Officer.

⑺　Time limit of tender : 17 : 00　4 November, 2015

⑻　Contact point for the notice : Nakasone Akira, Contract Management Section, General Administration Division, Okinawa National College of Technology, 905 Henoko Nago-shi 905―2192 Japan, TEL 0980―55―4020

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年9月11日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

関西光科学研究所管理部長　高橋　一路

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　26

○第27―7402―1号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等件名及び数量　レーザー電子加速計算用クラスターＰＣシステムの購入　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期限　平成28年２月29日

⑸　納入場所　仕様書による。

⑹　入札方法

①　総価で行う。

②　落札の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の競争参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有すると認められた者であること。

⑷　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。

⑸　警察当局から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出及び入札説明書並びに契約条項の交付は、電子入札システム等により実施するものとする。

〒619―0215 京都府木津川市梅美台八丁目１番地７　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構関西光科学研究所　管理部　経理課　電話0774―71―3023

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から電子入札システム又は上記３⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札書の受領期限及び入札書の提出方法　平成27年11月20日午後３時00分までに電子入札システム等を通じて提出すること。

⑷　開札の日時及び場所　平成27年12月２日午後３時00分　電子入札システム又は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構関西光科学研究所（木津地区）　管理棟　中会議室にて行う。

4　電子入札システムの利用　本件は、日本原子力研究開発機構電子入札システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。

5　その他

⑴　契約手続に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項

①　この一般競争に参加を希望する者は、封かんした入札書のほかに、当機構の交付する入札説明書に定める入札仕様書及び必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、入札仕様書及び必要な証明書等について、説明若しくは協議を求められた場合は、それに応じなければならない。

②　上記①の提出書類に基づき当該物品等の納入が可能な者であると判断した者を落札対象とする。

⑷　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　その他詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity ; Ichiro Takahashi, Director of Department of Administrative Services, Kansai Photon Science Institute of Japan Atomic Energy Agency

⑵　Classification of the products to be procured ; 24

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased ; Purchase of a cluster PC system for laser electron acceleration

⑷　Delivery period ; By 29 February, 2016

⑸　Delivery place ; As shown in the tender documentation

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures ; Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have been qualified through the qualifications for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency, or through Single qualification for every ministry and agency, ④not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency

⑺　Time limit for tender ; 3 : 00 PM 20 November, 2015

⑻　Contact point for the notice ; Accounting and Purchase Section Department of Administrative Services, Kansai Photon Science Institute of Japan Atomic Energy Agency, 8―1―7 Umemidai, Kizugawa-shi, Kyoto-fu, 619―0215 Japan. TEL 0774―71―3023

○第27―7403―1号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等件名及び数量　温調付光学定盤台の購入　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期限　平成28年２月29日

⑸　納入場所　仕様書による。

⑹　入札方法

①　総価で行う。

②　落札の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。